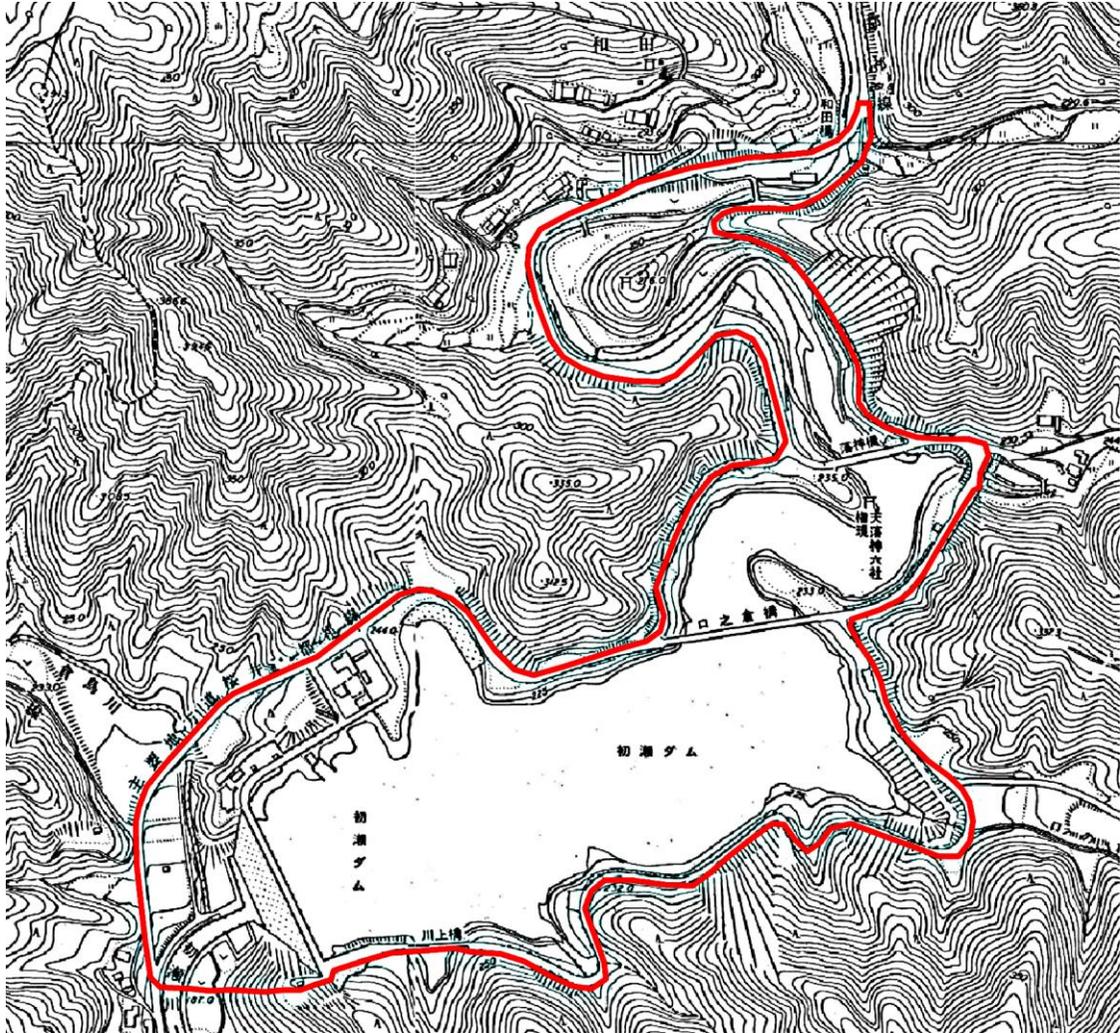


特定猟具使用禁止区域(銃)の指定概要

番号	ト	名称	初瀬ダム特定猟具使用禁止区域(銃)	面積	37 ha
指定期間			令和元年11月1日 から 令和11年10月31日まで		
指定区域			<div data-bbox="667 288 907 341" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参考図面</div>		
<p>桜井市内の県道桜井都祁線と市道初瀬ダム線との交点を起点とし、同所から同県道を北東進し、市道落神線との交点に至り、同所から同市道を北進し、同県道との交点に至り、同所から同県道を北北西進し、市道中谷地内三号線との交点に至り、同所から同市道を南進し、同県道との交点に至り、同所から同県道を東進し、及び南西進し、市道初瀬ダム線との交点に至り、同所から同市道を南進し、初瀬ダム堤体左岸部切取面との交点に至り、同所から法頭伝いに南西進し、切取面最高部に至り、同所から尾根伝いに西進し、同県道に至り、同所から同県道を北進して起点に至る一円の区域</p>			<div data-bbox="824 357 1944 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div>		